

あいサポートアート展作品募集

障害のある方の芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加を促進することを目的として、「あいサポートアート展」を開催します。

応募期間

8月1日(火)～9月1日(金)

応募資格

障害のある方で、県内在住または勤務、通学、通所の方(グループを含む)

申し込み

電話またはファクスで、あいサポートアート展事務局へ。(株式会社広島朝日広告社 あいサポートアート展係)

☎082-2228-0131

FAX 082-2221-1718

※ 応募方法・開催期間・会場などは、あいサポートアート展事務局にお問い合わせください。



「あいサポート運動」とは、さまざまな障害の特性や障害のある方が困っていることなどを理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践する活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)を皆さんと一緒に作っていく運動です。

障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するために、推進しています。

年金受給資格期間が10年に短縮

8月1日から、年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮され、これまで年金を受給できなかった方も年金を受給できる可能性があります。

※ 資格期間

保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した期間

年金請求書の送付

8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満の方には、7月までに日本年金機構から「年金請求書(短縮用)」が黄色の封筒で送付されています。届いた方は、年金事務所などで手続きをしてください。

※ すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、保健医療課で手続きをしてください。

※ 8月1日以降に支給開始年齢に到達する方には、支給開始年齢に到達する3カ月前に「年金請求書(事前送付用)」が日本年金機構から送付されます。

年金の受け取り

年金の支給決定後は、8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送付されます。支払いは10月以降になります。

資格期間を満たすためには

8月1日時点で、資格期間が10年未満の60歳以上の方は、国民年金の任意加入制度や後納制度を活用することで年金を受け取れる可能性があります。年金事務所にご相談ください。

